

国会公契第 40 号  
国官地第 14 号  
国官技第 248 号  
国营計第 153 号  
国港総第 532 号  
国港技第 68 号  
国北総第 81 号  
国北予第 49 号  
令和 3 年 12 月 24 日

各 地 方 整 備 局 総 務 部 長 殿  
企 画 部 長 殿  
港 湾 空 港 部 長 殿  
営 繕 部 長 殿  
北 海 道 開 発 局 開 発 監 理 部 長 殿  
事 業 振 興 部 長 殿  
営 繕 部 長 殿  
国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所 総 務 部 長 殿  
管 理 調 整 部 長 殿  
国 土 地 理 院 総 務 部 長 殿  
企 画 部 長 殿

大 臣 官 房  
会 計 課 長  
地 方 室 長  
技 術 調 査 課 長  
官 庁 営 繕 部 計 画 課 長  
港 湾 局  
総 務 課 長  
技 術 企 画 課 長  
北 海 道 局  
総 務 課 長  
予 算 課 長  
( 公 印 省 略 )

「北海道開発局発注業務に係る不正事案に関する報告書」及び  
「九州地方整備局発注業務にかかる不正事案再発防止に関する報告書」を  
踏まえた再発防止策の徹底について

「北海道開発局発注業務に係る不正事案に関する報告書」については、「北海道開発局発注業務に係る不正事案に関する報告書」について」（令和3年11月8日付け国官人第1277号、国会公契第30号、国官地第10号、国官技第196号、国営計第119号、国港総第421号、国港技第56号）により、「九州地方整備局発注業務にかかる不正事案に関する報告書」については、「九州地方整備局発注業務にかかる不正事案再発防止に関する報告書」について」（令和3年12月21日付け国官人第1468号、国会公契第38号、国官地第12号、国官技第240号、国営計第148号、国港総第521号、国港技第63号、国北総第72号、国北予第46号）により通知し、各地方整備局等において各報告書を参考にしつつ、速やかにコンプライアンスを推進・保持するための内部統制や入札契約関係の情報管理、少額随意契約の適正な手続きの徹底等について点検するとともに、各機関等の実情等を踏まえ、発注者としての綱紀を保持し、不正行為を防止するための環境整備に向けて必要な措置を講じることとしたところである。

各地方整備局等においては、この趣旨を理解の上、下記の事項に留意しつつ、対策の実施に万全を期すとともに、対策のフォローアップについても適宜取り組まれたい。なお、対策の実施等に当たっては、働き方改革を推進していることも鑑み、業務の効率化等の観点も踏まえ、実効性のある取組となるよう留意されたい。

## 記

### 1. 「北海道開発局発注業務に係る不正事案に関する報告書」を踏まえた対応

#### (1) 入札参加事業者名等のマスキングに関するルールの明確化

北海道開発局発注業務に係る不正事案再発防止対策検討委員会が取りまとめた同報告書においては、再発防止策として「マスキングされていない資料を用いて入札・契約手続運営委員会で指名業者を決定していたため、入札参加者名の漏えい防止等の観点から、業者名及び業者名が類推される箇所をマスキングするルールを整備し、情報管理の徹底を図る」必要があるとされたところである。

地方整備局等において、マスキングをすることの意味、マスキングの対象とする工事、建設コンサルタント業務等の範囲、マスキングする者の役割や選定の考え方、マスキングの実施時期等のルールを明確化し、発注者綱紀保持マニュアルについて所要の改正を行うこと。

#### (2) 発注事務に関する情報管理の徹底

同報告書においては、再発防止策として「発注者綱紀保持マニュアルに定める入札関連情報の管理方法について、これまで工事契約に関する発注業務に限って、情報の種類ごとに管理責任者を明確化し、発注事務に関する情報の管理状況を毎年度点検すること等をルール化してきたが、この情報管理の対象に業

務契約も追加することとする」とされたところである。

地方整備局等において、発注事務に関する情報管理の徹底の対象に建設コンサルタント業務等に係る契約を追加し、情報管理の徹底を図り、発注者綱紀保持マニュアルについて所要の改正を行うこと。

## 2. 「九州地方整備局発注業務にかかる不正事案再発防止に関する報告書」を踏まえた対応

### (1) 少額随意契約の適正な手続きの徹底

九州地方整備局発注業務にかかる不正事案再発防止対策検討委員会が取りまとめた同報告書においては、再発防止策として、「契約の意図的な分割が行われ、見積書の徴取や検査確認においてルールを逸脱した不適切な少額随意契約が行われていたことから、あらためて、業務担当者と契約担当者の業務の役割分担を確認・徹底し、契約手続きの適正化を図る」必要があるとされたところである。

地方整備局等において、あらためて合理的な理由のない契約の意図的な分割の禁止、契約担当課による見積書の徴取など契約担当課と業務担当課の適切な役割分担に基づく少額随意契約手続きの適正化について確認・徹底し、発注者綱紀保持マニュアルについて所要の改正を行うこと。

### (2) 監督、検査を命じられた職員が行うべき業務内容と法令上の責任についての周知徹底

九州地方整備局が行った事実確認の結果、「当該契約業務の監督・検査にあたっては、検査職員が、少額の契約であることを理由に、直接確認をせずに不正を行っていた職員からの報告のみで処理するなどのルールを逸脱した」行為があったことが確認されており、同報告書においては、再発防止策として「監督又は検査を命じられた職員に対して、監督職員・検査職員が行うべき業務内容と法令上の責任について周知徹底する」とされたところである。

地方整備局等において、あらためて監督又は検査を命じられた職員が行うべき業務内容と法令上の責任の内容、例えば、法令に基づき監督又は検査に関する委任を受けた職員等は、契約の適正な履行を確保するために必要な監督又は給付の完了の確認をするために必要な検査を行わなければならない、法令に違反した行為をした場合は損害賠償請求や懲戒処分の対象となり得ることなどを周知徹底し、発注者綱紀保持マニュアルについて所要の改正を行うこと。

